

介護キャリア段位制度に関するよくあるご質問（令和2年10月19日更新）

■ 介護キャリア段位制度における内部評価の導入について		
No	質問	回答
1	事業所として介護キャリア段位制度における内部評価を導入するにあたり、まず何から始めればいいですか？	<p>介護キャリア段位制度の内部評価を実施するに当たり、まずは、事業所内に介護技術評価ならびにOJTを行う「アセッサー(評価者)」を配置する必要があります。</p> <p>なお、アセッサーになるためには、アセッサー講習を受講し、講習を修了とする必要があります。</p> <p>アセッサー講習に関する情報は介護キャリア段位制度ホームページにある『アセッサー講習ページ』をご参照ください。</p>
2	内部評価は、介護事業所・施設内の介護職員個々の希望で実施するものなのでしょうか？ それとも介護事業所・施設内の介護職員全員が実施しなければならないのでしょうか？	介護事業所・施設の方針により実施していただく、または介護事業所・施設内の個々の介護職員の方の希望に応じて実施していただくこととなります。必ずしも介護職員全員が評価を受けなければならないものではありません。
3	内部評価をはじめめる時期はいつ頃が良いのか、目安を教えてください。	介護キャリア段位制度における内部評価は、OJTツールとして活用することで介護職員の資質向上を目指していることから、評価対象となる介護職員の教育スケジュールやキャリアパス計画に応じて内部評価を始めていただくこととなります。
4	医療機関や障害者施設でも内部評価を行うことができますか？	<p>介護キャリア段位制度における評価項目の評価が実施できれば、内部評価にお取り組みいただけます(※病院・障害者施設において、既に内部評価を実施した結果、レベル認定を取得された方もいます)。</p> <p>なお、基本介護技術の評価のうち、1. 入浴介助、2. 食事介助、3. 排泄介助、4. 移乗・移動・体位変換の現認対象項目については、要介護4程度以上の利用者を選定することとしていますが、評価項目の介護を要する利用者であれば要介護3以下や障害をお持ちの利用者を対象として評価を実施していただいても構いません。</p>

5	内部評価を行う際に手数料はかかりますか？	<p>内部評価終了後、評価対象となった介護職員の方がレベル認定申請を行う際にレベル認定申請手数料が発生します。レベル認定申請手数料額は次のとおりです。</p> <p>レベル4 :9,000 円(税別) レベル3 :8,500 円(税別) レベル2②:7,500 円(税別) レベル 2①:7,000 円(税別)</p>
6	<p>この制度を導入すると適用できる可能性がある助成金はありますか。 また、助成金はどのように申請したらよいのでしょうか。</p>	<p>介護プロフェッショナルキャリア段位制度に係る各種助成金等は、介護キャリア段位制度ホームページに『導入支援策のご紹介』として掲載していますのでご参照ください。 なお、申請方法等詳細については、最寄りのハローワークもしくは労働局にお問い合わせください。</p>

■ アセッサーについて		
No	質問	回答
1	アセッサーとは？	介護事業所・施設内において、介護キャリア段位制度の共通の評価基準に基づいて、他の介護職員に対し、OJT指導を行いながら被評価者となる介護職員の介護の実践的スキル(介護技術)を評価する方をいいます。
2	どういう立場の人がアセッサーになれますか？	アセッサーとは、介護事業所・施設内においてOJT指導を行いながら介護職員の介護の実践的スキル(介護技術)を評価する方をいいます。したがって、介護職員に対して介護技術の指導ができるレベルの介護技術を有し、かつ日常的に指導が出来うる立場の方を想定しています。
3	アセッサーにはどうすればなれるのですか？	アセッサー講習受講要件を満たす方で、アセッサー講習(テキスト学習、eラーニングを用いたオンライン学習、事業所内でのトライアル評価の実施)を受講していただき、期日までにeラーニングの受講修了並びにトライアル評価結果の提出且つ指定された日にオンラインで実施される確認テストに合格し、講習修了証を発行された方がアセッサーとして登録されます。
4	アセッサーとして内部評価を始めるにあたって、まず何から始めればいいですか？	アセッサーとしての活動を開始するにあたって、始めに施設・事業所の管理者と取り組み方針のすり合わせを行い、事業所・施設の職員に対して説明を行います。 内部評価を始めるにあたっての参考資料として、アセッサーの方は、「レベル認定申請システム」にログインし、そこに掲載している『アセッサー手順書』を参照しご活用ください。
5	アセッサーとなったあと、実施しなければならないことは何ですか？	アセッサー講習を修了したあと、介護事業所・施設内において内部評価を実施していただきます。なお、アセッサー講習修了者は、原則講習修了後2ヶ月以内に、1名以上の被評価者について評価開始の届出を行うこととしています。

6	アセッサー講習を修了したあと、2か月以内に、1名以上の被評価者について評価開始の届出を行うこととされていますが、職員の状況等により、2か月以内に評価開始の届出が出来ない場合、アセッサー資格は抹消となるのでしょうか？	アセッサーの方には、講習修了後2か月以内に1名以上の被評価者について、評価を開始する旨の届出を行っていただくこととしておりますが、事業所・施設の事情により、2か月以内に評価開始の届出が出来ない場合でも、アセッサー資格が抹消になることはありません。 出来る限り速やかに評価開始の届出を行ってください。
7	アセッサー講習を修了すればレベル認定されますか？	アセッサー講習を修了してもレベル認定取得とはなりません。 アセッサー講習は、介護事業所・施設においてアセッサーとしてどのように評価を行い、OJTを通じてどのように人材育成を行っていくかを学ぶ講習であり、レベル認定を受けるためのものではありません。
8	アセッサー自身がレベル認定を受けるために、被評価者となる場合、別のアセッサーが評価することになるのでしょうか？	アセッサー自身がレベル認定を受けるためには、介護事業所・施設内で他のアセッサーから評価を受け、レベル認定申請をする必要があります。
9	アセッサー自身が被評価者となり、別のアセッサーから評価を受ける際、レベル2①やレベル2②、レベル3の取得を目指してはダメでしょうか？	アセッサーの方がレベル2①やレベル2②、レベル3の取得を目指して頂いても構いません。ただし、アセッサーの方は事業所・施設内のOJT実施者の役割も担うことが期待されることから、できるだけ早めにレベル4を取得されることをおすすめします。
10	アセッサー自身がレベル認定の取得をしていなくても、アセッサーとして内部評価の実施など活動の継続できますか？	現時点で、レベル認定未取得のアセッサーに関する条件はありません。 ただし、アセッサーの方は事業所・施設内のOJT実施者の役割も担うことが期待されることから、できるだけ早めにレベル認定の取得を行ってください。
11	同一法人の別事業所のアセッサーが介護職員を評価することは可能でしょうか？	①日常的に被評価者の業務内容を確認できる、②OJT指導ができるという条件が満たされれば、同一法人の別事業所のアセッサーが介護職員を評価することは可能です。
12	所属する事業所・施設には、アセッサーが1名しかいません。そのアセッサーがレベル認定を受けたいのですが、他法人のアセッサーに協力してもらい評価してもらうことはできますか？	①日常的に被評価者の業務内容を確認できる、②OJT指導ができるという観点から、全く別法人のアセッサーから評価を受けることはできません。新たにアセッサーを養成するなど、事業所・施設としての評価体制を整えていただくことを推奨しています。

13	アセッサーが評価をする被評価者人数の上限はありますか？	上限はありませんが、アセッサーが評価する被評価者が多すぎると、アセッサーの負担が過重となります。そのため、アセッサー1人当たりの被評価者数(1クール)の目安を、施設系では「5人程度」、訪問介護等では「3人程度」としています。
14	内部評価を実施するにあたり、1人の被評価者を複数人のアセッサーが協力、分担して評価することはできますか？	複数人のアセッサーで1人の被評価者を評価していくことは可能です。 その場合には、レベル認定申請時に複数人のアセッサーで内部評価を行ったことがわかるように期末評価票に記載してください。 詳細は、アセッサーの方が使用する「レベル認定申請システム」にログイン後に掲載している『アセッサー手順書』をご参照ください。
15	内部評価を完了して被評価者がレベル認定を受けた後、アセッサーは次の評価をいつまでに開始すればよいですか？	期日は設定していません。事業所の教育方針・人材育成方針に沿って評価を開始してください。
16	施設長や相談員等の立場で通常は介護業務に携わっていない者がアセッサーとして内部評価を行う場合であっても「現認」を行う必要がありますか？	評価方法として「現認」となっている評価項目については「現認」を行う必要があります。
17	1事業所・施設あたり、アセッサーが複数いた方が内部評価を行っていく上でよいことを知りましたが、今後、アセッサー講習は年数回とか講習が増えていくことはあるのでしょうか。	アセッサー講習の年間複数回の開催については、ご意見を踏まえ検討していきます。アセッサー講習の開催に関する情報は介護キャリア段位制度ホームページにてお知らせ致します。
18	アセッサーから被評価者にチェック項目を伝えてもよいですか？	被評価者にチェック項目を伝えていただくことは問題ありません。介護技術評価を受けるあるいはOJTを受ける上で、評価項目を理解することは被評価者にとって重要な事であることから、被評価者にチェック項目を伝えることを推奨しています。

19	評価期間中に、退職や休業にともない、アセッサーとして評価の継続が困難な場合、どのような手続きをしたらよいですか？	同じ事業所内で別のアセッサーの方がいるようであればその方に評価の引継ぎを行い、 『レベル認定申請システム』 からアセッサー変更届の提出を行ってください。詳細は、アセッサーの方が使用する「レベル認定申請システム」にログイン後に掲載している『アセッサー手順書』をご参照ください。 なお、同じ事業所内で別のアセッサーの方がいない場合は、被評価者の方にご相談の上、その時点での評価結果として ユニット単位(小項目単位)での認定申請 をご検討ください。
----	--	--

■ 外部評価について		
No	質問	回答
1	外部評価審査員講習はいつ実施されるのか？	介護キャリア段位制度では「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会における議論のとりまとめ」(平成 28 年 3 月 30 日厚生労働省)の提言において、現在の外部評価の見直しが求められているため、現在は、外部評価審査員講習を実施する予定はありません。
2	外部評価の位置づけはどうなるのか？	これまでの外部評価の仕組みについては、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会における議論のとりまとめ」(平成 28 年 3 月 30 日厚生労働省)において、以下のとおり提言されています。 (提言より抜粋) ○ 外部評価として取り組むことは見直し、改めて、外部の専門家を活用した介護事業所・施設内の人材育成の取り組みについて、助言・指導する仕組みとすべきである。 ○ 具体的には、介護事業所・施設の人材育成の取組に対してスーパーバイズを行うなど、外部から支援する仕組みが考えられる。 この提言を踏まえ、今後の在り方を検討中です。
3	外部評価審査員講習を修了しているが、外部評価審査員としての資格はどうなるのか。	平成 27 年度までに外部評価審査員講習を修了され、外部評価審査員として登録されている方の資格に変わりはありません。